統監府の塩業政策について

はじめ

塩

は、

前近代より活発に商品生産が行なわれてきた品目

生産部門における相対的な比重

の低さを

の一つであり、

考察をしたい。 ずしも活発な研究が行なわれているとは言い難 朝鮮内においても主要な商品であった米穀、 られてきたものの、それ以外の商品については、 の生産・ んずく対日本貿易における重要な貿易品目であり、 そこで本稿では、 これまでの朝鮮近代経済史研究では、 商品流通構造などの問題について、 朝鮮における塩業は、 右のうち、 塩の流通に関して若干の 後述するように沿 対外貿易、 研究が深め 綿製品など か なら なか かっ っ

> 田 中 正 敬

研究が立ち後れているが、丘耳発表された技具として、いくつかの研究があるのに対して、近代以後については考はほとんど皆無に等しい。韓国でも前近代については、従来、日本では、朝鮮塩業史についてのまとまった論とはできない。

契機は、中国からの安価な輸入塩が大量に流入したこと資本制的経営への発展の契機となったこと、しかしその済の進展と人口の増加、および対外貿易の成長にも刺激済の進展と人口の増加、および対外貿易の成長にも刺激済の進展と人口の増加、および対外貿易の成長にも刺激がの進展と人口の増加、および対外貿易の成長にも刺激がの進展として、(3)

こなかったように思われる。しか生産者も相対的に少ないために、

しかしながら必需品である

それほど注目されては

岸部などの限られた地域における局地的な産業であり、

本稿では、 対象を併合以前に限定しているために、 究では塩業政策については触れられておらず、また研究 後述する本稿の課題とも関連する問題として、 の展望が明確でないことがある。 筆者の関心は開港以後、 なぜなら統監府の塩業政策が、 本稿では詳しく検討する紙幅がない。 植民地期に至るまでの朝鮮に 植民地期以後へ 李氏の研 ただ、

らである。 流通の動向に大きな影響を及ぼしていると考えられるか 代後半における統監府の塩業政策を中心に考察してみた おける塩の生産・流通の推転過程をたどることにあるが、 九○○年代までの塩の流通状況を見ることとしよう。 では次に統監府の塩業政策の前提となった、 右の課題を達成する前提として、一九〇〇年 植民地期の塩生産・

なる。 塩の製法は、 海水から塩を採取するのが一 近代東アジアにおける中国沿岸部・朝鮮・日本で 生産地 域の気候 般的であったが、 地 理的条件によっ 化学 て異

朝鮮への外国塩の輸入過程とその影響

天日法と略称)。

中国では元来、

煎熬法が用いられたが、

一七世紀に天日法が普及し、天日塩田への転換が進んだ。

抽出する方式であり、これを天日塩田法という(以下、

的製造法が確立していなかった時代には、

海水から塩を

きく分けて三種の製塩方法がとられていたが、 結晶化させる必要があった。 和点付近まで高め 採取するためには、 太陽熱により海水中の塩の濃度を飽 ―この濃厚な塩水を鹹水と 右の海水採塩地域では、 本稿と関 いうー

連する製法は以下の二つである。

によって閉ざされてしまったことを論証した。

この見解

け、 煎熬塩田法 熬という――塩分を結晶させる方法で、これを撒砂採鹹 煮沸して残存水分を蒸発させ――この釜焚きの作業を煎 天日乾燥した後、砂に付着した塩分を海水ある らしだいに水分を蒸発させ、 では一般的な製法であった。 で溶解し、さらに濃厚な鹹水を得る。 第一は、 海水を貯水池から蒸発池、 撒砂した塩田に海水を湿潤せしめ、 (以 下、 煎熬法と略称)といい、 最後の結晶池で塩を自然に 第二は、 結晶池へと移動させな これを釜に入れ、 塩田を数区画に分 朝鮮・ その砂 いは鹹水 日本

の反面、 晴天の連続する乾燥した気候条件とを必要とするが、 天日塩田は広大な干潟と塩田地造成のための多大な資本 撒砂など採鹹のための労働力や煎熬のための燃

迫したのであ

(138)

利な条件下にお 料費などを要し かし朝鮮では、 かれている。 ない点で、 九〇〇年代後半までは天日 煎熬法よりも生産 費 の 法 面 には確 で 有

域だっ れる。したがって朝鮮では一八七六年のに必要な堤防の建設が困難だったこと、に必要な堤防の建設が困難だったこと、 中国天日塩の輸入が朝鮮内の煎熬塩生産・流通を常に圧 立しなかった。 したがって朝鮮では一八七六年の開港後、 たこと、 潮の干満差が著し その原因として、 降雨量が比較的 い ために天日塩田築造 などが あげら 安価 多い地 な

Ł

んに搬出されてい

た。

道 た 研究によれば、 ント あるいは北方ほど製塩に不利になる気候条件などにあ などの地形的条件 は 一九○四年の推定によ 次に、 五〇パーセントを全羅南道が占め、 全羅北道、 の慶尚南道、 の)結果、 開港後における朝鮮の塩生産状況を見てみよう。 西海岸では金羅南道に最も塩田 この原因は塩田にふさわしい干潟の有無 咸鏡道の順となっていた。 以下忠清南道、 (西海岸に塩田に適した海岸が多い)、 れ(6 全国における塩生産の 京畿道、 次に一二パ 黄海道, 村上正祥氏の 一が多く、 平安 割合 ı セ

> として、 不可能であり、 沿岸部 塩は最も商品流通化の進んだ品目 の生産地 から内陸部 の各地方の市場に盛 。 一 0

などの鉱物資源が存在しな

い内陸部

では

塩

の

生産

車を掛けた。また一九〇三年からは台湾からの天日(9) なく、 輸入されるようになった。 たらし、日本塩輸入につながったのである。(8) 秋のキムチの漬け込み時期とも重なっ 八八六年、咸鏡南道にお 九〇年以後の日朝貿易の拡大は、 在来の商品流通構造を脅かすようになる。 不平等条項を槓杆として外国産品が大量に輸入され、 八七六年に日朝修好条規が締結され その先鞭をつけたのは日本産煎熬塩であっ ける暴風雨による塩田 塩の輸入量拡大にも拍 て、 朝鮮 塩の欠乏をも 塩も例外で さらに一八 が 飛港、 の破壊 た する が は

持ち、 事実 年を境に輸入量は減少していく どの開港場付近や慶尚南北道に限られてお は、 そ かしながら、 容易に駆逐され得なかっ の 輸入日本塩に対して朝鮮産塩が十分な競争力 原因は、 第 日本塩の消費地 に日本塩の品質にもあっ たことを示している。 (表一を参照)。 は 主に釜山 Ď [i] 以上 八九 元山 す ŧ な を な

が

東海岸では咸鏡南道

る の

部を除き塩田

旧は少

な

か

っ

た た

た

が高

かっ

かつ塩田形態も最も進歩していたため生産性

増加、 購行為が後を絶たず、 (注) 失墜を食い止めるために、 じたり、 てウラジオストッ 海岸に向けて、安価な中国天日塩が輸入されるようにな あったが、目立った成果は挙げられなかった。 第三に、日本からの塩輸入量が減少していく最も大き 一費されるようになり、 あるいは詐って法外な価格で売り渡すなどの欺 九〇三年以後に激増し、 山東半島 クに再輸出されたが、 中国からの輸入天日塩は、 |から最短距離に位置する朝鮮 瀬戸内の生産地では日本塩 塩輸出会社を設立する動きが 一八九八年頃 日本塩輸入量を減少せ しだいに朝鮮内 から輸入量が 当初は全 の信用 の | 西北

の

L

ヲ用ヒ其味ヲ損シテ日本塩ヲ擯斥セシコトモ」あった。シ朝鮮人ハ大根ヲ漬ケ或ハ諸味ヲ醸スニ自国ノ塩ト同量 不純物が多いために塩分が弱く、「日本塩ヲ始テ使用 防州平生産ヲ以テ最多トシ備後尾ノ道産之ニ次ク |ト唱フル鹵汁多キ下等品|| であり、朝鮮塩よりも(ユン) 日本商人の不法な商行為があった。 引用者註)ニ於テ「イダ 輸入ノ我食塩 四升にまで減 たとえ |八 讃州 乜 挙げられる。断片的な記録だが、一九○七年二月当時の どの西北海岸では朝鮮塩を圧倒してしまった(表二)。 しめるとともに、 の背景として、次の二つの要因が考えられる。 一九一〇年頃になると中国塩は、 第一に、朝鮮塩・日本塩双方が煎熬塩であっ 中国塩の輸入量が急増する直接の契機は不明だが、 朝鮮塩の生産をも圧迫した(表一)。 黄海道・平安南北道な たのに対

そ

其塩タル重ニ本邦

(日本:

当港

(釜山港

引用者註)

開港場での百斤当り塩価を比較すると、 鎮南浦に輸入される中国天日塩が、 塩・日本塩が四・三七円であったのに対し、鎮南浦 が変動する商品なので、 ける中国産塩は一・一六円、 は危険であるが、 か明らかではなく、 四四円であった。地理的にかけ離れた開港場内価格(2) 前述のように中国塩が安価な天日塩であったことが このことから推測され得ることは、 また塩は需要量により大きく相場 この調査のみで単純に比較する また同港での朝鮮産塩 低廉な生産費を武器 釜山 では朝鮮 に は お

ば塩を包装する五斗俵の内容量を三斗三、

第二には、

ある。

同時に注目されるのは、

鎮南浦の朝鮮煎熬塩もま

中国天日塩と大差な

い価 格

で販売され

ている点であ

として、

朝鮮で相当安価に販売されていたという事実で

る。 た

このことは圧倒的に安価な中国からの輸入塩により

一橋論叢 第115巻 第2号 平成8年 (1996年) 2月号 (140)

表1:輸入塩の数量 、

	日本		清 国		台湾		合 計
1896年	19,604,809	99.0%	205,191	1.0%			19,810,000
97年	27,644,073	99.7%	76,227	0.3%			27,720,300
98年	20,553,601	86.6%	3,184,699	13.4%			23,738,300
99 年	15,687,503	78.5%	4,289,097	21.5%	İ	l	19,976,600
1900年	13,722,254	91.2%	1,331,346	8.8%			15,053,600
1年	15,551,521	71.9%	6,082,379	28.1%	-		21,633,900
2年	7,113,481	54.2%	6,005,319	45.8%			13,118,800
3年	10,226,197	33.3%	20,496,003	66.7%			30,722,200
4年							
5年	8,084,048	31.0%	17,121,240	65.6%	876,000	3.4%	26,081,288
6年	13,906,069	34.7%	17,077,056	42.6%	9,131,560	22.8%	40,114,685
7年	18,390,303	34.0%	25,966,171	48.0%	9,720,060	18.0%	54,106,534
8年	4,653,804	6.2%	54,705,853	73.3%	15,232,500	20.4%	74,592,157
9年	3,538,085	6.1%	45,610,593	79.1%	8,495,000	14.7%	57,643,678
10年	5,289,418	5.7%	83,324,783	89.3%	4,680,000	5.0%	93,294,201

出典: 李永鶴論文 (註 2 を参照) を参考, 1896 年~1903 年の数値は「京釜沿線ニ於ケル塩ノ需給状况 (『通商 **集纂』** 1906 年 8 月), 1905 年~8 年は『韓国塩務概況』 (1910 年 7 月), 1909 年~10 年は『朝鮮総督府 統計年報』各年度.

単位:斤.

表 2: 朝鮮内各道における塩消費の動向

	朝鮮塩生産	朝鮮塩消費	中国塩消費	日本塩消費	台湾塩消費
京畿道	27,500	15,000	17,000	0	· 0
忠清北道	0	10,800	4,000	200	0
忠清南道	7,900	15,000	5,000	0	0
全羅北道	4,700	18,000	0	0	0
全羅南道	57,400	26,000	0	0	0
慶尚北道	7,800	23,700	0	3,800	4,500
慶尚南道	32,100	28,700	0	4,100	5,200
江原道	9,000	17,900	0	1,100	0
黄 海 道	12,300	8,000	20,000	0	0
平安南道	13,200	11,000	13,000	0	0
平安北道	1,200	900	18,100	0	0
成鏡南道	24,900	17,700	0	300	0
咸 鏡 北 道	2,000	7,300	0	3,700	0
計	200,000	200,000	77,100	13,200	9,700

出典:「韓国塩務行政要領」(1910年)

単位.ピクル(百斤).

上るとされる。また塩は当時の中る中国塩は約一二万石であるが、

また塩は当時の中国では輸出禁止の品目

密輸入塩は三〇万石に

たとえば、

報告中にも

「韓国塩田改良の要点」という

に 努力について、直接に言及した資料は見当らない。 賃の切り下げ、 をぎりぎりまで押し下げることによってこの状況に対応 れ であっただろうが、 ている。 あったことは疑い得ないであろう。 にしろ、 自らの生産基盤を守る努力を続けていたことを示し おそらくそれは、 中国塩の輸入が劇的に増大した背景が、 あるいは手元に残る利潤の切りつめなど 管見の限りでは、 具体的には生産の効率化や労 生産者のそうした 価格 いず

ち とである。 産天日塩の相当量が、 次に、右と関連して第二には、 ある推計によれば、仁川以北各地に正規に輸入され か ほどが密輸入であったのかは判然としな その性質上、 密輸入されていたと推察されるこ 朝鮮内に輸入される中国塩のう 朝鮮に輸入される中国 い Ŕ の

であ 関わるも なかった。 層安価となったと考えられる Ď ので 中国からの輸入塩は中国側の いずれにしろ、 あっ たとみられ、 かなりの輸入分が密輸出入に 関税が (密輸入の実態について ふ 開港場をも からない 分だけ 通過し

は後述)。

販売価格

圧迫されつつあった西北海岸の在来生産者が、

日本がいかに関与していったのかについて見てみよう。 環として様々に手が加えられた。 く時期にあたっており、 じて朝鮮への侵略を強化し、 産は大きな打撃を被り、 なった。 以上のように、 同時にこの時期は、 中国塩の輸入によって朝鮮内の塩 塩業に対しても、 衰亡の危機にさらされることと 内政に積極的に干渉してい まさに日本が日露戦争に では次に、 財政改革の一 朝鮮塩業に の生 乗

鮮塩業の改良を計るべきかという方向に変わっていく。 初は日本塩の販路拡張を目的としてい の急増以後、 日本人による朝鮮塩業に関する初期 Ξ 統監府による官営製塩方針の確定と塩業改革 報告の内容は中国塩にい たが、 か の調 に対抗しつつ朝 査報告は、 中国塩輸入

良が提言されている。(%) 項目が付け加えられ、 天日塩田 など新式塩田の築造による朝鮮塩業の改 そして当然のことながら、 煎熬法の改良による生産費 か かる の

減や、

改良の参考となっ

たのは、

日本の煎熬塩田、

台湾に

お

る塩田開設の所産としての天日塩田築造技術の蓄積であ

中国塩の輸入増大による朝鮮塩生産の低下、

立への道を創出したのであるが、

朝鮮塩業についても、

及びこれ

K

2 た

幣整理事業を初めとした改革が進められ、 すでに明らかにされているように、 目賀田改革」 朝鮮 塩業 の日本の関与は、 以 後、 朝鮮塩業改革として開始さ 一九〇四 目賀田改革では、 年 植民地幣制確 ற் い ゎ n た。 ゆ 貨 る

統監府にお 業ノ利益ヲ減殺サレ 為メ漸次塩田 入塩特ニ天日製塩 維持するかについて検討が進められた。 伴う税制の整理が財政上から問題となり、 なわれるに至った。 年まで行なわれ、(22) 当時、 統監府の朝鮮塩生産に対する現状認識は、 ける課題 ノ荒廃産額 ノ価格低廉ナルモ が、 本格的 ツ丶アル 同時に朝鮮における塩生産を 安価な中国天日塩の輸入にい ノ減少ヲ見ル な調査は、 ノ状況」というものであ(33) ノニ競争シ得サ 一九〇七年から一 ノミナラス勢ヒ塩 塩業調査が行 い ル か 輸 か 'n カ 15

に対応するか める基本的な目的 が それと同時 12 しあっ ij たことが 注意 である。 ですべ 窺われる。 きことは、 すなわち、 朝鮮塩業改革 同 顧 問 Î

賀田種太郎

引用者註)

ハ財政ヲ整理ス

ル

ニハ適当ノ

の

着手シタ」のであり、1 のである。 ところで中 国 「塩の輸入増加に対応するために 財源の確保に重点が置か (隆熙元年) 塩業ニ 関 ス れて ル 調 以下 査 た

産設備の改良により生産費を節減して、販売価格を中 えば在来生産者への資金援助などの保護策、 の二つの方策が考えられる。 第一に、朝鮮塩業に対する何らかの関与である。 あるい は生 たと K

改良試験の構想がたてられ、(25) 化 朱安に一 針となった。 天日塩の価格に均衡させるなどの方策である。 〇銭、 `た。試験の結果、一石当りの生産(83) |町歩の日本式煎熬塩田を建設し、 第二 試験結果については 朝鮮塩業改革のなかでは、 あるいは輸入そのものを制限する方策が考えられる。 には、 町歩の台湾式天日塩田、 煎熬塩が 具体的には、 中国天日塩への統制策であり、 円五〇銭であった。 一石当りの生産費 一九〇四年ごろに朝鮮の塩田 第一の方策が改革の基本方 一九〇七年、 慶尚南道東萊府 同年 (は天日塩が このうち煎熬塩 より試験を行 京畿道仁川 関税の高率 約 龍 湖 円 府

財

源

ヲ要シ又施政

ノ改善ニ伴

۲ 歳出

膨

脹

ラ来

ス

=

至

ル

開設の必要性が強調されたが、天日塩の民間生産には否

政府自らが天日塩田を築造・経営する、 の形式が望ましいとされた。

ケ

しかも注

定的であり、

意すべきことは、

こうした構想自体が、

| 官業製塩|

外塩ノ輸入ヲ仰ガストモ当国ノ需要ヲ満タシ得 五〇円)マデニ至ルモ尚当国ノ塩業ハ維持シ得ヘキ 価格ガ下落シテ石ニ付一円五六十銭(現在石ニ付二、 ナラスソノ生産費ニ於テモ従来ョリ約一円ヲ減少シ得 キヲ以テ外塩ノ圧迫若クハ競争等ニョリ仮令現在ノ ル 1 ₹

きるとした 朝鮮産煎熬塩でも十分に中国産天日塩に対抗で

かしながら、

最終的な結論は「天日製塩ハ好成績ヲ

収 朝鮮に 天日塩ニ対抗スルコト困難ナルヲ確メ得タリ」として、 収メ得タリ然ルニ煎熬塩ハ生産費ノ節約困難ニシテ到底 台湾等ノ天日製塩ニ比シ決シテ遜色ヲ認メザル |メ朝鮮ニ於テ確実ニ成立スベキコトヲ確カメ……清国 おける煎熬塩生産の可能性が否定され、 天日塩田 ノ好果ヲ

塩田試験開始当初より官業製塩実現を目標としていたの

正

確

塩業ノ改良及開拓奨励ノ結果ニ依リ将来ヲ計ル

<u>-</u>

日時は明らかではないが、一九〇七年一〇月二二日に ではないかと考えられる。 この方針がいつ正式に決定したのかについて、

煎熬塩ヲ市場ヨリ駆逐シ去ルハ明瞭ニシテ……韓国ニ於 平安南道広梁湾に一〇三三町歩に及ぶ塩田が完成した。 考えて、おそらくは一九〇八年頃には決定が下されたも 九○九年には官営天日塩田の建設が開始されたことか 日製造ヲ企業スヘシ……故ニ現今以上ノ勢ヲ以テ従来式 自由ニ製造スルコトヲ許シタル暁ニ於テハ各自競フテ天 よび外国人による天日塩田開設禁止の訓令が出さ り、「塩務行政ノ計画ニモ影響スル」ために、民間人 のと思われる。その結果、 日塩田で製造された塩の分析結果が報告されており、 スヘキ途ナ」く、 方、建設に先立つ一九○七年一○月には度支部大臣よ ル旧塩田数千町歩ハ徒ラニ荒廃ニ帰シ且ツ遊民ヲ救済 そ の理由としては、 また第二に、「内国塩業不統一 第一に、 一九一四年までに京畿道朱安、 「韓国ニ於テ天日製塩ヲ ノ結果 れた。 お

コト能

483

民間に天日塩田開設を許可すれば、 サ 層塩業が衰退し、 ルニ至 サ ル ハ勿論輸入塩トノ対抗上少許 ルヤ 知 ル可 ひいては政府の財政収入にも支障を 'カラサルナリ」とする。 生産に混乱を来し、 ノ課税ヲモ為 すなわち、 パシ能

来すというのである。

統一ヲ欠キタル個人ノ小組織企業ニ比シ大ニ塩ノ生産費 ヲ節約減少」し、「個人企業トシテ少数者ニ利益ヲ独占 シ遥ニ巨大」 であり、 も「国庫ノ純収入ハ消費税又ハ販売専売ニ依ルモ 障碍ナク容易ニ製造専売制ヲ実施シ得ヘシ」とし、 日相当ノ時期ニ於テ国庫ノ必要ニ随ヒ多大ノ経費何等ノ キ財源ニ乏シキ国ニ在リテハ」恰好の財源となり、 それに比して、官業による製塩は、 第二に「最大ノ大企業ナルカ故 まず、 「韓国 ノニ しか 一他 ノ如 比

> 第二に国家事業としての有用性が、 ۲ ての利益が、 に財源の確保と将来の専売制への移行が構想され 経済的 強調されているのである。 財政的な面で、 有利だと述べる。(34) 第三に経済政策とし すなわち、

第

では、 たのであろうか。 在来の製塩業者に対してはいかなる対策がとら

n

=

得べク尚旧従業者中ニハ之ヲ天日製塩ノ労働等ニ従事 其ノ結果従来ノ従業者ハ相当ノ業務ニ従事ス 者 転業ノ資ヲ得セシメ政府ハ買上塩田 カ シ 旧来ノ塩田ハ之ヲ政府ニ於テ買収シ旧来ノ製塩業者 イルベシ (35) 「八田塩業廃滅ノ為忽チ失業ノ悲境ニ沈淪 ムルコトヲ得ベキガ故ニ旧来ノ製造業ニ従事シタ ノ利用ヲ講究シ ル スル コト = ኑ Ŧ

というように救済策として、 示されていたが ヲ買収スル ベクンバ其ノ塩田ヲ買収スルコト 古来ノ生業ヲ失フ煎熬塩製造者ヲ救済 至ラズシテ止ミタリニハ相当ノ資金ヲ要ス 民間塩田の買い上げなどが トト為サ ル ヲ以テ財政上之ヲ シト ス ル セ 為出来得 シモ之

至ルヘキヲ以テ国家経済上重大ノ利益アリ」というよう

|天日製塩官営ノ暁ニ於テハ事実上輸入塩ヲ杜絶スル

之ヲ保護奨励」でき、

さらに外国塩に対しては、

安価

<u>---</u> な

実行スルニ至ラズシテ止ミ

業政策上ノ必要ニ応シ……特別低廉

ノ価格ヲ以テ販売シ

国民ニ其恵ヲ分ツ」ことが可能だとする。

そして第三に、

シ

ヘキモノニアラスシテ宜シク国家事業トシテ一般

ナ

ル 乜

消費者ニ一定ノ価格ヲ以テ安全ニ供給シ得ヘク……産

体的な救済策は施行されなか っ た

以上のような方針に対して、

塩業改革に携わっ

た日本

次

道遠は、 額は過大で、 に比べ高価であること、 人技師から計画反対の意見書が出された。 . る。 官業生産による塩 生産費は過少に評価されていると指摘して また経営に関して、 (官塩) の設定価格が中国塩 塩田技師塚本 塩生産予定

そしてさらに

韓人ハ清国塩

ハ韓国塩

ノ如ク嗜好セサルヲ以テ仮リ

むしろ積極的に塩田

の開墾を奨励すると同時

塩ヲ用 此ノ案ノ如クンバ寧ロ韓国人ヲシテ嗜好ヲ全ク拋 得ズ嗜好ヲ捨テヽ之レニ赴クモノト言 日ヲ逐フテ増加スル ル Ŧ) ナ カ ハ其低廉ナルカ為メニ生計上已ヲ ル ベシ然 ルニ今日清国塩ノ輸入ノ ハザル べ カ タシ ハラズ

ニ清国塩ト韓国塩ト同価格ナレバ恐ラクハ一人ノ清国

入卜 メテ尚其ノ生計上ノ利得ノ幾分ヲ奪ヒ去リテ政府 ナスモ ノナリ従テ案ノ如キ急激ノ方法ヲ取ル ノ収 考

の

財政収入増大の目的 慮ヲ要スル点ナリ 朝鮮人が、 元来煎熬塩を嗜好することを指摘し、 のために煎熬塩生産をますます窮地 ኑ

に追いやるような統監府の方針に疑問を呈している。

う か、 営塩田の築造が在来の塩業者を苦況に追い込むこと、 確実動カサルモ 負担を強いること、 ような反対意見書を提出している。 ノ基礎ト為サントスルカ如キハ実ニ軽率モ甚シカ 二に、官営塩田の築造、 また塚本と同様に塩田技師であった庵原文一は、 まだ「試験時代」であるにもかかわらず、「恰 ノ、如ク思惟シ此方法ヲ以テ官営的事業 第三に、 経営のための費用は結局国民 天日製塩法自体が適当か すなわち第一に、 ルへ 官 ŧ ع

辨 在来製塩法の改良を進めていくべきだと述べている。(3) ク 中楼閣ヲ画キ其実質ヲ研鑽シ又国民ニ及ホス影響如何 して、「是等官営主義者ハ単ニ机上ノ算測ニ)推進を批判している。 ヘサ ルモ ノト謂ハサル ^ カ ラス」と官業塩田築造計 ノミ 拠リ 空 そ ヲ 画

すか 下で、 を築造し、 か 述したように、 に重要だったのである。 右のような反対論が日本人技師から出 にあり、 なぜ官業塩田建設計画が進行したのだろうか。 将来、 在来の塩生産を保護するよりは、 統監府側 専売制 の関心 統監府内の計画にお 移行させることの方 は い か に財政収入を増や され てい 官業塩 ١٠ ては る状況 は 亩

ょ が達成すべき課題であった。 りも、 「合理的 ・近代的」 な塩田の築造と財政の 保

ル

以上、

統監府の朝鮮塩業改革を中心に見て来た。

次に

シ経済上不利益弊害一ニシテ足ラサル」という。 中国塩の統制に関する統監府側の認識を見てみよう。 キ政策ハ人為的ニ塩価ヲ高カメ一般人民ノ負担ヲ苛重 熬塩ノ価格ト権衡ヲ保タシムルヲ要ス」るが、「斯ノ如 入塩ヲ禁止スルカ或ハ高率ナル輸入税ヲ課シ以テ韓国煎 中国塩統制 には「日本ニ於ケル専売制度ノ如ク外国 輸

輸入拡大の原因の一つであった。そして、

としよう。 中国塩大量輸入のなかで過半を占めたのは、 きなかったためと考えられる。 n なかった理由は現実問題として外国塩の流入を防遏で たからである。 しかしながら結論的に言えば、 以下、 黄海道の事例を中心に見ること なぜなら先述したように 輸入塩の統制が行なわ 密輸入塩だ

そ たったが、 の理由 当時、 古来本道 は 清の商人によって密輸入された品目は多岐にわ 中でも塩は、 次のようなものである。 (黄海道 最も取引の多い貿易品であった。(4) -引用者註) 沿岸魚類豊富ニ 漁

た。

ん

業盛ンナルヲ以テ……

此等ノ魚類ヲ遠隔

ノ地ニ輸送ス

IJ

ム

要スル所ノ塩ハ其量実ニ多大ニシテ到底此地方 すなわち、 不十分ナルニョリ勢と此ヲ他ニ仰カサルヘ ノミヲ以テ充足スル能 = ハ之ヲ塩漬ニシテ其腐敗ヲ防ク 朝鮮西岸の漁場における塩不足が外国 ハスシテ寧ロ反比例ニ塩ノ供給 ノ要アリ故ニ 力 ラ ラ ス43 ノ産塩 此際

後ニ鎮南浦ヲ有スルヲ以テ貿易船舶ノ本道沿岸 殊ニ近年ニ至リテハ(黄海道は)前ニ仁川港 | ノ目ヲ盗ミテ本道沿岸貿易ヲ許可 ナリシカ後チ全国各開港場ニ税関 - 二往来 ラ控 商

どを購入していた。このように「清国商船 というように、 っていたのであり、 であった中国漁船による密漁とも関連するも 無視スル 及漁船ハ税関監視員 ニ近海ニ集合スル魚族ヲ捕獲スル等韓国ノ法規官憲 乜 ヲ設置シテ輸入物ニ課税スルニ及ヒ狡猾ナル清国 スルコト実ニ頻繁ト ,習慣ニシテ若シ来ラサレハ塩ノ需給ニ苦シ また彼らは売買の対価として、 ラレサル土地ニ密輸入ヲ試ミ又ハ免許ヲ得スシテ恣 ノ行動甚タシク以テ今日ニ及へリ(4) 中国商人による密輸入は深刻な問題 しか もそれは、 薪 朝鮮近海 米・ ノ来ル 大豆 に の お で 麦な あっ て盛 とな

黄海を挟んだ朝鮮・中国両地域間の商品流通を前提条件 として成り立つものであったといえよう。 としたという。すなわち、 塩の密輸入は一面 に おいて、

港では塩の輸入高が激増したという。(%) 黄海道に二ヵ所の監視所が設置され、(47) らの輸入分ではないかと推定されており、(4) の記録では、 成果」を誇る記述は見当らない。また当時の監視所は、 ヲ監視スルコト難キ而已ナラス沿岸ヲ巡回スヘキ一ノ 員トヲ以テ十分ニ此広大ナル沿岸ノ密輸出入及密漁猟 韓人家屋三軒ョリ成レル監視署ト三名ヨリ成レル署 この増加は、 仁川の醬油会社による日本か 取締の結果、仁川 しかしながら当時 監視所増設の

視所が増設された。 の対策として、 密輸入船の来航が多い港湾に税関監 一九〇七年には平安北道に三ヵ所、 産天日塩の輸入拡大、一九○○年代前半以後の激増は、

四 結びに代えて

きな影響を及ぼした。特に一八九○年代後半からの中国 入塩を含む安価な中国塩の流入は、 朝鮮開港以後 の外国貿易の飛躍的な拡大に伴う、 朝鮮在来の塩業に大

密輸

在来塩業の衰退をもたらした。

を期したい。 出入商品の流通は、 間隙を縫った形で輸送されたのである。 商品流通構造を前提として、その多くが、 の輸入塩は、 塩であったため、関税が賦課されないだけ、 しかも輸入のうちの多数は、 われていたが、 あった。換言すれば、 中国塩輸入増加の原因は、 中国の山東半島と朝鮮の西北海岸との間 その実態については紙幅の制約上、 鴨緑江などの国境河川沿いでも行な 一九〇〇年代以後における朝鮮 開港場を経由 何よりもその廉価にあった。 このような密輸 国家間貿易 しない密輸入 一層安価 の の

全く実現不可能な状況下にあったと考えられよう。 期における税関取締体制は未だ不十分であったと推察さ という実情であったことから考えて、 したがって統監府による中国輸入塩防遏・統制 一九〇〇年代後半 は は

スルノ実況ナレハ其効果ノ多大ナル能ハサル (50) 船舶ナク単ニ陸路ニョリテ海岸線ニ沿ヒ徒歩出張巡視

の確保を狙った官営天日塩田の建設計画を推し進めた。 以上のような情勢下で朝鮮塩業改革を遂行した統監府 民間塩業者の保護・育成政策を切り捨てる一方、

源

その後、

官塩の生産は予想ほどには生産が伸びず、

ŧ

塩業の近代化」の本質を如実に示すものであった。 そして、 それは塩業改革という名目で目指され た 「朝鮮

監府の塩業政策を規定していたのである。 流入を全く阻止できなかったという歴史的前提条件が統 面において、 圧的な政策のあり方のみを表現しているのではない。 しかしながら、 中国塩の大量流入という状況、そしてその かかる方針は、 単に日本の恣意的 強

のことであった。 (51) 移入ニ関スル件 引き継いだ朝鮮総督府が最終的に輸入塩に対する統制権 よってであり、 を確立するのは、 国塩によって脅かされることとなった。 た価格も中国塩を上回っていたため、 専売制を施行し得たのは実に一九四二年 (塩の輸移入管理令)」(制令第一号)に 一九三〇年三月公布の「塩ノ輸入又ハ その販路は常に中 統監府の政策を

考えられる。 よって、 が、 後の朝鮮内における塩流通に大きな影響をもたらしたと 中国天日塩の輸入増加、 内外の天日塩流通下での、いわば「二重の外圧」に 再生産の危機に立たされた中で、 特に問題となるのは、 官営天日塩田の築造は、 在来の煎熬塩生産者 この危機にい その

> 生産者側からの視点である。 に対処し、 他日を期したい。 自らの生産基盤を守っていったの だがその具体的な様相につ かという

か

いては、

1 地塩業と日本塩業」(日本専売公社編『日本塩業大系』近 がある。 の研究』二〇・二一、一九九一年六月・一九九二年六月) 村上正祥「朝鮮の在来製塩法について⑴・⑵」(『日本塩業 代(稿)、一九八二年)があり、塩の生産技術については、 生産・流通に関する論考はない。概論としては渡辺惇「外 管見のかぎりでは、 日本では、 近代朝鮮における塩

2 期 대 한 を参照。 **垦」(ソウル大学校、地理学科修士学位論文、一九九二年)** 一二、ソウル、一九九一年二月)、および金在完 韓国での研究については、 塩의生産・流通의 セネ――資本制約経営を 관한研究 李永鶴 そ4。로」(『韓国文化』 漢江流域き 開港期 「朝鮮後 중 심 으

3 4 について」(『日本塩業の研究』二一、一九九二年六月)の 小沢利雄「東および東南アジアの塩田製塩法の地域差 前掲、 李永鶴論文を参照

整理による。

5 塩田が建設されていくが、 決壊に悩まされた。 後に統監府・朝鮮総督府によって、朝鮮西海岸に天日 たとえば一九二一年から京畿道始興 建設中も建設後もたびたび堤防

編『朝鮮の塩業』友邦協会、一九八三年、九四~七頁)。事費、延べ約一〇万人の労働者とを必要とした(石橋雅威なり、完成までに三年五ヵ月の歳月と一四〇万八千円の工郡君子面に建設が着手された君子塩田は、堤防の決壊が重

- 一九一号、一九〇四年一一月)七三一頁。(6)「韓国食塩産出額及内国消費額」(『地学雑誌』一六巻編『朝鮮の塩業』友邦協会、一九八三年、九匹~七頁)。
- (7) 前掲、村上正祥論文、一三四頁。
- っている(仁川・元山・ウラジオストックへの再輸出分を一つている(仁川・元山・ウラジオストックへの再輸出分を一八九三年二月)二三頁、によれば、釜山港へ輸入された「八八七年五月)九頁。「釜山港二於ケル日本食塩商況」(『官報』二八七六、(9)「顡鮮国元山港日本食塩ノ商況」(『通商報告』二一、(8)「朝鮮国元山港日本食塩ノ商況」(『通商報告』二一、
- (11) 農商工部水産局編『韓国水産誌』(第一輯、一九〇八六頁。 一六頁。
- (12) 前掲、「釜山港ニ於ケル日本食塩商況」二三頁。年)五八四頁。
- (13) 同右、二四頁。(12) 前掲、「釜山港ニ於ケル日本食塩商況」二三頁。
- (1) 「食塩輸出会社設立趣意書(一八八七年一一月)」(『日告』三五、一八八七年九月)一一頁。

本塩業大系』近・現代資料篇一、日本専売公社、

一九七五

- に釜山元山又城津付近に侵入するに至」った。 (全州江) の流域を犯し、尚京釜鉄道沿線の金泉、大邱並に、江、礼成江の流域地方及平安南北道、黄海道、京畿道の沿江、礼成江の流域地方及平安南北道、黄海道、京畿道の沿江、礼成江の流域地方及平安南北道、黄海道、京畿道の沿江、礼成江の流域を犯し、尚京釜鉄道沿線の金泉、大邱並に釜山元山又城津付近に侵入するに至」った。
- 六頁。(17) 前掲、「仁川港ニ於ケル清国産食塩再輸出景況」三〇
- (9) 渡辺為吉「密輸入塩状況調査」(『財務週報』三六号付書』)に収録)中の一九○七年二月調査による。|| 考書類』一九○九、[大分県中津市稲浦家所蔵『稲浦家文(18) 「天日製塩官業計画書(手稿)」(『韓国塩業に関する参
-)「韓国塩田状況」(『通商彙纂』二七、一九〇六年五月)》、一九〇七年)二七頁。

- 21 制の形成』(未来社、一九八六年)を参照 銀行朝鮮支店と植民地金融」(『土地制度史学』六一、一九 七三年一〇月)、および羽鳥敬彦『朝鮮における植民地幣 目賀田改革の意義、内容に関しては、村上勝彦
- 22 六年)二七五頁。 朝鮮総督府専売局編『朝鮮専売史』(第三巻、一九三
- (23) 度支部臨時財源調査局『韓国塩務行政要領』(一九 前揭、『稲浦家文書』所収)八頁。
- 24 25 前掲、『朝鮮専売史』(第三巻)二七五頁 木浦領事若松兎三郎 「製塩業試験場に関する件」(外
- 料館所蔵『韓国塩業関係雑纂』整理番号三―五―八―九〇、 務大臣小村寿太郎宛書簡、 一九〇四年八月三一日、外交資
- 26 前揭、『朝鮮専売史』(第三巻)二九七頁。
- 27 『韓国塩業に関する書類』所収)。 に書かれたものとみて間違いないと思われる。農商工部 煎熬塩田試験の結果を記録したもので、 「韓国製塩業ノ現在及将来」(手稿。執筆年不詳だが、 一九〇〇年代後半
- 28 前掲、『朝鮮専売史』(第三巻)二九七頁
- 29 年七月七日、前掲『韓国塩業関係雑纂』所収)。 調査方上申の件』(外務大臣小村寿太郎宛書簡) 木浦領事若松兎三郎『韓国塩業を我官業となす義に付 一九〇四
- (3)「朱安天日製塩試験成績」(『財務週報』三一、一九〇 七年一一月)三八五頁

前掲 『朝鮮専売史』(第三巻)三〇一~二頁

31

- 33 32 同右、 二八四頁
- 『韓国塩務行政要領』九~一〇頁。
- 34 同右、 一二~五頁。
- 35 『朝鮮専売史』 (第三巻) 二八七頁
- 二九三頁。
- 37 36 塚本道遠『韓国天日塩田官業計画書ニ対スル意見ノ要
- 頟 (手稿、執筆年不詳)。
- 同右。
- 38 39 由概項』(手稿、 庵原文一『韓国塩業ヲ官営トナスノ計画ニ反対スル理 執筆年不詳)。
- $\widehat{40}$ 同右。
- 41 前揭、『韓国塩務行政要領』九頁。
- 42 一九〇七年一二月)一八五八頁。 「密輸入及密漁猟船ニ関スル報告」(『財務週報』三五、
- 43 同右、 一八五八~九頁。
- 44 同右、 一八五七頁。
- 45 同右、 一八五八頁。
- 46 前揭、『密輸入塩状況調査』一六頁。

韓国政府財政顧問部『韓国財政整理報告』第四回、

七一頁、第五回、二五二頁。

47

 $\stackrel{\frown}{48}$ 高激増は(それまで戒克による支那の密輸入が盛んであっ よれば、「明治四十年後の(仁川港の——引用者註)輸入 て従って輸入統計に計上されてなかったところ)戒克に対 仁川府庁編『仁川府史』(一九三三年)九七四頁、に

(151) 統監府の塩業政策について

四頁。(50) 前掲、「密輸入及密漁猟船ニ関スル報告」一八六三~(50) 前掲、「密輸入及密漁猟船ニ関スル報告」一八六三~からの輸入は、五四〇万斤程度でほとんど変動がない。量が、千斤から四三三万斤に激増しているのに対し、中国

する取締が厳重となったゝめ、余儀なく輸入手続を経ねば

(51) 前掲、『朝鮮の塩業』(第三巻)を参照。

快く閲覧を許可して下さった同館に感謝の意を表したい。塩の博物館」所蔵の貴重な資料を多数活用させていただいた。[付記] 本稿を執筆するにあたり、東京都渋谷区「たばこと(5) 『月』『草原では高くない。

(一橋大学大学院博士課程)

491